

組合員の皆さんへ

「年金付生命共済」問題について

「旧制度の『年金付生命共済』に関連した投資運用会社である『東京ゼネラル』が事実上破綻し、情報労連事業部が資産運用していた内の、約230億円の多額の債権が回収不能」とマスコミ報道があり、組合員の皆さんにご心配をかけています。

「年金付生命共済」は、1993年当時、バブル経済崩壊による市場金利の低下により、運用先である東邦生命においても予定金利回りが確保できず逆サヤとなっていたことから、東邦生命の強い勧めに応じ資産の一部を「東京ゼネラル」に委託運用していたものであります。

しかしながら、この資産運用は、当時の厳しい資産運用状況を打開するためとはいえ、情報労連事業部常勤役員が総会・役員会の承認も得ずに行ったものであり、この異常な運用が原因で今日の事態を招いたものであります。

情報連中央本部およびNTT労組中央本部は、この問題が発覚して以降、関係者が連携し債権の完全回収を最優先に全力をあげてきましたが、「東京ゼネラル」の事実上の破綻を受けて、多額の債権の回収が極めて厳しい見込みとなってしまいました。

このような状態に至ったことに対して、組合員・ご家族の皆さんに、大変な心配とご迷惑をおかけして誠に申しわけなく心よりお詫び申し上げます。

今回の事態による「年金共済（ひろがり）」の現行制度への影響は一切なく、安心・安定した制度運用となっていることについて、現契約者・受給者および組合員の皆さんに、まずご理解をいただきたいと思えます。

その上で、この事態を招いた経過と現状の債権回収状況および現時点における今後の対応について報告します。

現行制度の「年金共済《ひろがり》」は安心・安定です

1. 情報労連は、1999年6月「東邦生命」（《ひろがり》の幹事会社）の破綻を受けて、「いかなることがあっても、被保険者の権利保全を図るとともに《ひろがり》事業が組合員の期待に応えられる安定的制度として継続する」ことを基本に、事業委託してきた「労連事業」について、情報労連中央執行委員会のもとに「情報労連共済本部」を設置し、業務の移管を図り、新たにスタートとすることを第30回中央委員会（1999年12月12日）で確認しました。
2. それをふまえ、2002年1月から、「年金付生命共済」から「年金共済《ひろがり》」に

制度を改正し、被保険者は（加入者）の皆さんの資産を、生保業界最大手である日本生命を幹事会社とした、主要8社にリスク分散させるとともに、その8社に完全委託運用を行い制度の安定を図りました。また、資産運用委員会を毎月開催し、チェック機能を強化してきたところであり、予定利回りも2002年12月以降、1.26%と他の商品と遜色のない制度となっています。このような万全な制度として新たなスタートを切って以降、組合員の皆さんの信頼も徐々に回復し、2003年度では対前年比9.14%増（口数ベース）となっています。

3. したがって、現行制度の「年金共済《ひろがり》」は、加入者の資産の運用・管理を含めた制度運営には万全を期しているところであり、今回の事態による影響は一切なく、安心・安定した制度であることを十分理解していただき、引き続き組合の皆さんの個人年金や財産形成に積極的に活用をお願いします。

「年金付生命共済」問題の経過

1. 本問題の発端は、1993年当時のバブル経済破壊による日本経済の停滞・後退により市場金利が低下しはじめ、高金利の予定利率であった「年金付生命共済」の幹事会社である東邦生命が予定利率を確保できず逆ザヤ現象になったことから、東邦生命の強い勧めで委託していた資産の一部（約303億円）を東邦生命が指定する投資運用会社「東京ゼネラル」に運用を委託し、5年後に元利合計約389億円を返還するとの契約を行ったことにあります。しかしながら、この資産運用については、当時の厳しい資産運用状況を打開するためとはいえ、情報労連事業部常勤役員が総会・役員会の承認も得ず、異常な資産運用を行なったものであります。このような事態については、元利金の償還期限の直前である1998年10月になって、情報労連中央本部およびN T T労組中央本部に報告されたものです。
2. この事態が発覚後、情報労連中央本部およびN T T労組中央本部は、この重大性をふまえ、当時の情報労連事業部常勤役員に対し、債権の保全を図るなど組合員・加入者に不安を起させないよう、債権の完全回収に引き継ぎ責任を持って対応するよう求め、確認を行なってきました。
3. しかし、1999年6月に東邦生命が破綻し、同社の管理人は、精算を開始しはじめた経過の中で、1993年に東京ゼネラルに委託契約した資産は、保険積立金の一部であったため、保険契約の全体の責任準備金に不足が生じ、不足金の戻入を求めてきました。この積立金残高（不足金）を戻入しなければ、破綻した東邦生命の保険積立金を他の保険会社が引き継がないこととなり、結果的に「年金付生命共済」制度が破綻し、加入者に多大な迷惑をかけることになると判断しました。
4. したがって、当時の情報労連事業部常勤役員は、制度を存続させ加入者に迷惑くをかけるために、情報労連中央本部およびN T T労働中央本部に対し、295億円の借り入れの要請を行なってきました。これに対し、N T T労組は、2000年1月14日に企業本部三役・支部代表者会議を開催し、ストライキ資金245億円を担保設定し借り入れることを含め、次の意思統一を行い、N T T労組第2回中央委員会（2000年2月17日）で組織的承認を得て対処したものです。
 - （1）加入者の完全な権利保全のためには不足金を補填しなければならない。
 - （2）このため、N T T労組として次のことを条件に担保設定に応ずる。
 - 原因となった事実関係を調査し、責任を明確にする。
 - その後の情報労連事業部の役員会・総会で組織的にケジメをつける。

- (3) 借入れに対する担保設定はストライキ基金によらざるを得ず、中央委員会で決定する。
 - (4) 債権回収を載優先に行なうため、投資運用先は明らかにせず、当面(東京ゼネラル)法的対応は見合わせる。
 - (5) 「年金付生命共済」の存続に万全を期す。
5. 事実関係については、1993年の事態発生当時の状況と関係資料を可能な限り精査した結果、異常な資産運用契約であるが、個人的な利得などの形跡は見られなかったこともふまえて、2000年3月の企業本部三役・支部代表者会議等で、次のとおりそれぞれの責任に応じた対応を意思統一し、対処してきました。
- (1) 原初の契約をした情報労連事業部常勤役員(既に退職)の責任として退職金の全額および一部の返還。
 - (2) 原初の契約の償還時に償還できなかった情報労連事業部常勤役員の報酬を一部カットするとともに、引責辞任さらには退職金の全額もしくは一部の返還。
 - (3) 非常勤の役員等については、応分の金額の徴収。
 - (4) NTT労組の支部委員長、企業本部三役、中央本部役員のカンパ。

債権回収の経過と現状

1. 1998年、東京ゼネラルからの資産運用の償還時の情報労連事業部常勤役員に対し債権の完全回収を求め、同常勤役員は、回収のための弁護団を結成し債権回収に全力をあげることにしました。
2. その結果、1998年12月4日に「債務承認及び弁済契約公正証書」(東京ゼネラルが情報労連に対し、それまでの弁済金を除く約302億円の債務を弁済することを公的に認めたもの)を作成させ、これに基づき、東京ゼネラルに弁済計画を求めるなど、厳しい環境の中で弁護団を中心に債権回収に全力をあげてきました。
3. その結果、現在まで約70億円相当の入金と、公正証書作成以前の弁済金を含め、約160億円が入金され回収を図ってきました。
4. 今日までの回収金については、情報労連事業部借入金の返済、NTT労組借入金の返済、東邦生命破綻時の積立残高戻入金の一部に充当、代物(現物)弁済となっています。
5. その結果、NTT労組のストライキ資金担保設定額245億円の返済状況は、情報労連からの返済金、福祉活動経費補償、組織の内部努力により、現状約56億円を返済し、残高は約189億円となっています。なお、この内容は、組織的には議決期間で会計報告および監査報告を行っています。

今後の扱いについて

1. 事実上破綻をした「東京ゼネラル」に対しては、今後想定される破産手続き等に情報労連も債権者として参加するとともに、可能なかぎりの債権回収に粘り強く努力します。
2. しかしながら、債権の完済は極めて困難な状況に立ち至ったとの認識に立たざるを得ず、

債務確定後の返済は「過去の負の遺産をできるだけ早期に解消し、組織トータルの財政活動の活力を回復させNTT労組の組織強化に資する」との基本的考え方に立って、組合員に組合費負担などに迷惑をかけない、ストライキ基金は実質的な減損はさせない、ことを前提に組織の責任において早急に返済計画を策定し組織的に明らかにします。

3. 組織的なケジメについては、経過で報告しているとおりです。それは、当時の状況における取り得る最大源の内容として、既にそれぞれの責任において対応した者についてはケジメをつけさせているとの認識をふまえ、情報労連第33回中央委員会（1月22日予定）で組織的対応を行なう予定であります。
4. 今日の事態に至ったNTT労組の責任については、今後想定される破産手続き等に対し情報労連と連携し万全を期すとともに、NTT労組第8回中央委員会（2月9日予定）で今後の返済計画等とあわせて明らかにいたします。

以上、現状について報告しました。今後は、想定される「東京ゼネラル」の破産手続き等に引き続き対応を強化することとします。同時に、NTT労組としてこのような事態を二度と起こさないよう、事態発生以降強化してきたチェック機能をさらに強化するとともに、適正な組織的手続きを常に心がけた組織運営に万全を期し、組織の信頼回復に全力をあげることを申し添え、組合員の皆様のご理解をお願いします。